(証券コード3224)
2020年６月11日

株　主　各　位

東京都中央区日本橋茅場町二丁目13番13号
株式会社ゼネラル・オイスター
代表取締役社長　吉田　秀則

第20回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。
さて、当社第20回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。
なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討の上、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2020年６月26日（金曜日）午後６時30分までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬具

記

１．日　　時　2020年６月29日（月曜日）午前10時（受付開始時刻 午前９時30分）
２．場　　所　東京都中央区日本橋茅場町一丁目５番８号
東京証券会館　８階　ホール
（開催場所が昨年と異なりますので、末尾の定時株主総会会場ご案内図をご参照の上、お間違えのないようにご注意ください。）
新型コロナウイルス感染症への対応として、当日ご出席の株主の皆様におかれましては、会場への移動時や会場でのマスク着用等の対応にご留意いただくと共に、会場におきましては、株主の皆様の安全を第一に考えた対応を実施させていただきますので、ご理解とご協力をお願いいたします。
３．目的事項
報告事項　１．第20期（2019年４月１日から2020年３月31日まで）事業報告及び連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
２．第20期（2019年４月１日から2020年３月31日まで）計算書類報告の件
決議事項
議　　案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）３名選任の件

以上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、紙資源削減のため本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。
本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」、「連結注記表」および、計算書類の「株主資本等変動計算書」、「個別注記表」につきましては、法令および定款第14条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（http://www.oysterbar.co.jp）に掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には、記載しておりません。
したがって、本招集ご通知の添付書類は、監査報告を作成するに際し、監査等委員会および会計監査人が監査した対象の一部であります。
なお、会場への入場開始は午前９時30分を予定しており、それ以前の入場はできかねますのでご承知おきください。
株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（http://www.oysterbar.co.jp）に掲載させていただきます。

（添付書類）

事　業　報　告

自2019年４月１日
至2020年３月31日

１．企業集団の現況に関する事項

（１）事業の経過及びその成果

当連結会計年度における我が国経済は、企業業績や雇用環境の改善を背景に景気は緩やかな回復基調が続いてまいりましたが、消費増税による消費マインドへのマイナス影響が生じたことに加え、新型コロナウイルスの世界的な感染拡大が急速に進む中で、非常に不透明な環境で推移いたしました。

外食業界におきましても、依然として消費者の節約志向が続く中で、消費増税や新型コロナウイルスの影響が重なり、非常に厳しい経営環境が続いております。

このような環境のもと、当社グループでは、種苗、生産、加工、販売に至るまでの最適なバリューチェーンの構築により、安全を軸とした高品質な牡蠣の六次産業化の実現に向け、取り組みを強化してまいりました。

店舗事業では、販売促進活動の更なる強化や店舗メニューの戦略的な見直し等の施策が継続的に効果を出しており、予約件数をはじめ、客数及び客単価がそれぞれ順調に増加してまいりました。

卸売事業においても、営業力を強化したことが奏功し、顧客数が順調に増え、取引高も好調に推移しました。

一方、加工工場については、本格的に稼働し始めましたが、送料の高騰や、仕込みを前倒しで行ってきたことから費用が先行する状態が続いています。

このように各事業の収益強化に取り組み、2019年10月の大型台風や消費増税といった外部環境の悪化による影響を受けながらも、2020年１月までの売上高は対前年を順調に上回り、収益改善を進めてまいりました。

しかしながら、2020年２月に入ってからの新型コロナウイルス感染症拡大に伴う自粛要請により、当社の収益基盤である店舗事業においては、休業や時間短縮などを余儀なくされ、本来ならば繁忙期となる2020年３月の売上高も低調に推移しました。

以上の結果、当連結会計年度の業績は、売上高3,579,252千円（前年同期比3.4％減）、営業損失は、146,122千円（前年同期は営業損失21,196千円）、経常損失157,131千円（前年同期は経常損失18,441千円）、親会社株主に帰属する当期純損失106,971千円（前年同期は親会社株主に帰属する当期純損失269,680千円）となりました。

セグメントの業績は次のとおりです。以下の売上高の数値はセグメント間の取引消去前となっております。

報告セグメントと事業の内容の関係性は次のとおりです。

①「店舗事業」は、直営店舗事業、富山入善ヴィレッジ事業の店舗から構成されます。

②「卸売事業」は、卸売事業から構成されます。

③「浄化・物流事業」は、富山入善ヴィレッジ事業の浄化・物流事業から構成されます。

④「その他」は、種苗及び海面養殖事業、陸上養殖事業、加工事業及び岩手大槌ヴィレッジ事業から構成されます。

①「店舗事業」

店舗事業では、東京を中心に全国で牡蠣を主体とするレストラン（オイスターバー）26店舗を展開しています。

2019年７月には「レカイエ オイスターバー JR博多シティ店」（福岡市博多区）をリニューアルオープンし、新たなオイスターバーのスタイルを提案し、オープン以来、新たな顧客層を開拓し、客単価、客数とも好調に推移しました。

しかしながら、2020年２月に入ってからの新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、商業施設に出店している店舗を中心に休業や時間短縮などを余儀なくされ、売上高は大きく減少しました。

以上の結果、店舗事業における売上高3,271,337千円（前年同期比4.5％減）、セグメント利益318,791千円（前年同期比22.6％減）となりました。

②「卸売事業」

卸売事業では、グループ外の飲食店舗などに牡蠣を卸売販売しています。当連結会計年度においては、新型コロナウイルス感染拡大が取引先の取引高に大きなマイナスの影響を及ぼしたものの、期を通じて新規取引先の開拓など販路拡大に積極的に取り組み、顧客数及び取引高は順調に増加いたしました。

以上の結果、卸売事業における売上高280,177千円（前年同期比11.1％増）、セグメント利益116,262千円（前年同期比12.9％増）となりました。

③「浄化・物流事業」

浄化・物流事業では、牡蠣を各産地から富山県入善町の浄化センターに入荷し、自社店舗及び卸売先への出荷を行っております。また牡蠣の入荷時及び出荷時の衛生検査も実施しており、牡蠣の安全性確保、店舗及び卸売先への安定供給を支え、当社グループの安全・安心を担保する事業となっています。また、当社グループにおけるコストセンターの位置づけであり、費用を予算によりコントロールするマネジメントを行っております。当連結会計年度においては物流費の高騰などの影響で、費用が増加しました。

以上の結果、浄化・物流事業における売上高587,584千円（前年同期比6.2％増）、セグメント損失221,306千円（前年同期はセグメント損失198,069千円）となりました。

④「その他」

その他には、養殖事業や加工事業などが含まれます。当連結会計年度においては、主に海面養殖の自社養殖岩牡蠣及び加工製品を自社店舗に出荷したことから売上が計上されております。一方、陸上養殖は未だに研究段階であり、費用計上のみとなっております。また、加工工場の事業については、本格稼働を開始しており、積極的に付加価値の高いオリジナル加工品の開発・商品化を行い、店舗事業の効率化のためのセントラルキッチン機能の強化を担っております。

以上の結果、その他の事業における売上高187,156千円（前年同期比44.6％増）、セグメント損失186,256千円（前年同期はセグメント損失153,254千円）となりました。

（２）設備投資の状況

当連結会計年度中に実施した設備投資の総額は49,661千円であり、その主なものは店舗事業の「レカイエ オイスターバー JR博多シティ店」リニューアル工事によるものであります。

（3）資金調達の状況

2019年11月29日にマイルストーン・キャピタル・マネジメント株式会社を割当先とする転換社債型新株予約権付社債及び新株予約権を発行し、109,033千円の調達を行いました。

（4）事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

（5）他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

（6）吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

（7）他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

該当事項はありません。

（8）対処すべき課題

世界的な大問題となっている、新型コロナウイルス感染症の拡大は、当社グループでも、店舗事業や卸売事業など、グループ収益の中心事業に大きなダメージを受けております。当社としても、まずは、この感染症への対応に全力を注ぐことが喫緊の課題と認識しております。

また、当社は、種苗、生産、加工、販売に至るまでの最適なバリューチェーンの構築により、安全を軸とした高品質な牡蠣の六次産業化の実現に向け、取り組みを強化してまいりました。

当社グループといたしましては、この新型コロナウイルスの影響を最小限にとどめることを目的に、店舗の稼働状態に連動して、全国のセンターや工場の拠点の一時休業など、あらゆる手段を通じて、支出を削減しております。

一方で、資金面の手当てについても万全を期していきたいと考えており、今後も売上高減少のリスクに備え、グループ経営の安定化を図るべく、機動的に銀行借入などを実行し、必要資金を調達し、経営基盤の安定化を図ってまいります。

なお、具体的な施策は以下の通りです。

① 店舗事業について

店舗事業は、新型コロナウイルスの感染拡大の影響により、多くの店舗で休業・営業時間短縮を余儀なくされており、売上高が大幅に減少しており、先行きも見通し難い状況下にあります。当社としてもいかにこの困難を乗り越え、正常な店舗運営を再開し、お客様が安心して店舗を利用していただけるような、コロナ禍の消費者ニーズの変化も踏まえ、テイクアウトやデリバリーなど新たな店舗運営の形態も整備し、店舗収益力の強化に取り組んでいく方針です。

② 卸売事業及び加工事業について

卸売事業も、新型コロナウイルスの感染拡大の影響により、多くの取引先様が、休業を余儀なくされており、取引高が大幅に減少しております。コロナ禍の消費者ニーズの変化も踏まえ、グループの「牡蠣の安心・安全」の専門性のこだわりを、卸売だけでなく、BtoCの小売りをECサイトでスタートさせるなど、新たな販売チャネルの多角化も目指してまいります。一方、海外の卸売も、新型コロナウイルスの影響で、取引も一時止まっていましたが、香港などを中心に取引が再開しており、引き続き、販路拡大を目指し、収益力の向上を目指してまいります。

また、加工事業収益化を目的に、岩手県の加工工場を本格稼働させ独自の自家製の牡蠣フライなどの加工品を店舗に提供していますが、新型コロナウイルスの感染拡大の影響で、店舗事業の休業で、在庫が余剰にならないように、機動的な稼働調整等、臨機応変な運営体制で、コスト削減に努め、企業の体制強化を図る方針です。

③ 陸上養殖事業について

ウィルスフリーの牡蠣の商品化に向け、現在、スモール・スケールでのプラントで、研究開発を加速化しております。

④ 人材の確保と育成及び定着化について

当社は、人材を最も重要な経営資源と位置づけ、優秀な人材の確保と育成及び定着化が今後の当社の成長にあたって不可欠であると認識しております。今までの即戦力となる中途採用に加え、将来の幹部人材の早期育成の為、新卒採用にも着手してまいります。

また、今後、国内外のグループ事業が増加することが見込まれることから、高い専門性を持ち、様々な課題に対処し、進化させることができる人材育成及び確保が必須と認識しております。

また、引き続き従業員の能力が最大限に発揮できる環境作りや研修制度の充実、さらに福利厚生を充実させた人事制度の刷新に取り組むことで、働き甲斐がある制度作りを進める方針であります。

⑤ 衛生管理の強化、徹底について

外食業界においては、食中毒事故の発生や偽装表示の問題などにより、食の安全性に対する社会的要請は強くなっております。当社グループの各店舗、事業所では、衛生管理マニュアルに基づく衛生管理の徹底を行っており、また、定期的に本社衛生管理部門の人員による抜き打ち監査や外部検査機関による検査、さらにノロウイルス検査に関しては当社浄化センターへの牡蠣の入荷時及び出荷時における二重検査を行っております。今後も法改正等に対応しながら更なる衛生管理体制の強化を行っていく方針です。

⑥ 内部統制の強化について

当社は、株主の皆様をはじめとするステークホルダーに信頼され、支持される企業となるために、コーポレート・ガバナンスの強化が不可欠であると考えております。そのため、権限に基づく意思決定の明確化、内部監査及び監査等委員会の監査並びに監査法人による監査との連携を強化するほか、全従業員に対して、継続的な啓蒙、教育活動を行っていく方針です。

株主の皆様におかれましては、今後とも格別のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

（9）財産及び損益の状況の推移

区分＼期別	第17期 (2017年３月期)	第18期 (2018年３月期)	第19期 (2019年３月期)	第20期(当期) (2020年３月期)
売上高(千円)	3,868,248	3,854,348	3,706,989	3,579,252
経常損失(△)(千円)	△475,079	△173,752	△18,441	△157,131
親会社株主に帰属する当期純損失(△)(千円)	△744,051	△293,864	△269,680	△106,971
１株当たり当期純損失(△)	△480円04銭	△174円55銭	△98円00銭	△38円50銭
総資産(千円)	2,324,274	2,430,443	1,765,993	1,565,850
純資産(千円)	123,158	601,994	315,500	272,416

(10) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	議決権比率	事業内容
株式会社ヒューマンウェブ	10,000千円	100%	直営店舗事業
株式会社ジーオー・ストア	10,000千円	100%	新規業態店舗事業
株式会社ゼネラル・オイスター・ヴィレッジ	10,000千円	100%	岩手大槌ヴィレッジ事業
株式会社ジーオー・ファーム	10,000千円	52.5%	陸上養殖事業
株式会社海洋深層水かきセンター	10,000千円	100%	牡蠣の浄化・物流事業、富山入善ヴィレッジ事業
株式会社日本かきセンター	10,000千円	100%	卸売事業
株式会社ジーオーシード	10,000千円	100%	岩牡蠣の種苗及び海面養殖事業

③ 事業年度末日における特定完全子会社の状況

該当事項はありません。

(11) 主要な事業内容（2020年３月31日現在）

事　業　別	事　業　内　容
店　舗　事　業	直営店舗事業、新規業態店舗事業、富山入善ヴィレッジ事業の店舗
卸　売　事　業	卸売事業
浄化・物流事業	富山入善ヴィレッジ事業の浄化・物流事業
そ　の　他	種苗及び海面養殖事業、陸上養殖事業、加工事業及び岩手大槌ヴィレッジ事業

(12) 主要な営業所及び流通拠点（2020年３月31日現在）

① 主要な営業所

営業形態区分	店舗数	主要店舗
ガンボ&オイスターバー	８店舗	新宿ルミネエスト店、横浜そごう店、なんばパークス店他
オイスターテーブル	３店舗	銀座コリドー店、上野さくらテラス店、浜松町店
ステーションオイスターバー	２店舗	阪急グランドビル店、エスパル仙台店
フィッシュ&オイスターバー	２店舗	西武渋谷店、福岡キャナルグランドプラザ店
オイスタールーム	２店舗	名古屋ラシック店、梅田ハービスエント店
シュリンプ&オイスターバー	１店舗	横浜モアーズ店
シュリンプ&オイスターハウス	１店舗	西武池袋店
キンカウーカ グリル&オイスターバー	１店舗	横浜ベイクォーター店
ザ・カーブ・ド・オイスター	１店舗	東京駅八重洲地下街店
キンカウーカ スペシャリティオイスター	１店舗	小田急新宿店
エミット　フィッシュバー	１店舗	GINZA SIX店
オイスタープレート	１店舗	ラゾーナ川崎店
牡蠣ノ星	１店舗	入善店
レカイエ オイスターバー	１店舗	JR博多シティ店

② 流通及び生産拠点

所在地	施設名	内容
富山県下新川郡入善町	入善センター	牡蠣浄化、直営店舗向けの卸売販売
愛媛県南宇和郡愛南町	事業所	岩牡蠣の種苗生産、販売
岩手県上閉伊郡大槌町	大槌工場	牡蠣の加工

(13) 従業員の状況（2020年３月31日現在）

① 企業集団の従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減
111名〔165名〕	７名増〔77名減〕

（注）１．従業員数は就業人数であります。
２．従業員数欄の〔外書〕は、臨時従業員数（パートタイマー、人材派遣会社からの派遣社員を含む）の年間平均雇用人員（１ヶ月172時間換算）であります。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
16名〔９名〕	１名減〔３名増〕	45歳	4.0年

（注）１．従業員数は就業人数であります。
２．従業員数欄の〔外書〕は、臨時従業員数（パートタイマー、人材派遣会社からの派遣社員を含む）の年間平均雇用人員（１ヶ月172時間換算）であります。

(14) 主要な借入先及び借入額（2020年３月31日現在）

借入先	借入残高（千円）
株式会社三菱UFJ銀行	72,890
株式会社みずほ銀行	59,236
株式会社商工中央組合金庫	54,117

(15) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

２．会社の株式に関する事項（2020年３月31日現在）

（１）発行可能株式総数　　4,800,000株

（２）発行済株式の総数　　2,842,200株（自己株式100株を含む。）

（３）株主数　　2,425名

（４）大株主

株　主　名	持株数（株）	持株比率（%）
TRYFUNDS INVESTMENT投資事業有限責任組合	1,054,500	37.10
小林　敏雄	286,600	10.08
株式会社グッドフィールド	125,000	4.40
マイルストーンキャピタルマネジメント株式会社	99,600	3.50
アサヒビール株式会社	25,000	0.88
有限会社ティーズ・キャピタル	25,000	0.88
宮本　裕将	22,100	0.78
株式会社ティーワイリミテッド	20,000	0.70
ゼネラル･オイスター従業員持株会	16,500	0.58
J.P.Morgan Securities plc	15,700	0.55

（注）１.持株数は株主名簿に基づき表示しております。
　　２.持株比率は自己株式（100株）を控除して計算しております。

３．会社の新株予約権等に関する事項（2020年３月31日現在）

該当事項はありません。

４．会社役員に関する事項（2020年３月31日現在）

（１）取締役の氏名等

会社における地位	氏　名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	吉　田　秀　則	株式会社グッドフィールド　代表取締役 株式会社ゼネラル・オイスター・ヴィレッジ 代表取締役
代表取締役CEO	丹　野　裕　介	株式会社Tryfunds　代表取締役CEO 株式会社TRYFUNDS INVESTMENT　代表取締役 株式会社FTG Company　社外取締役
取　締　役　COO	渡　邊　史　人	
取　締　役 （監査等委員）	丹　野　裕　氏	株式会社Tryfunds　相談役
取　締　役 （監査等委員）	原　　大二郎	ライジング法律事務所　パートナー 株式会社ライトアップ　社外取締役
取　締　役 （監査等委員）	山　中　聖　彦	トランスフォーメーションイニシアティブ 株式会社　代表取締役

（注）１．取締役 原大二郎、山中聖彦は社外取締役であります。
２．当社は、監査等委員会の職務を補助するものとして、監査等委員会事務局を設定しており、必ずしも常勤者の選定を必要としないことから、常勤の監査等委員を選定しておりません。
３．当社は、取締役 原大二郎、山中聖彦について東京証券取引所の定めに基づき、独立役員として指定し、同取引所に届出ております。

（２）事業年度中に退任した取締役

該当事項はありません。

（３）取締役の報酬等の額

取締役（監査等委員を除く）　３名　14,400千円（うち社外０人　　―千円）
取締役（監査等委員）　３名　4,800千円（うち社外２人 3,600千円）

（4）社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

氏　名	兼職先	当該他の法人等との関係
原　大二郎	ライジング法律事務所　パートナー 株式会社ライトアップ　社外取締役	当社と兼職先との間には重要な取引その他の関係はありません。
山中　聖彦	トランスフォーメーションイニシアティブ株式会社　代表取締役	当社と兼職先との間には重要な取引その他の関係はありません。

② 社外役員の主な活動状況

氏　名	活動状況
取締役（監査等委員） 原　大二郎	当事業年度において開催された取締役会13回のうち10回に出席いたしました。弁護士としての専門的見地から、取締役会において意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を適宜行っております。 また、当事業年度開催の監査等委員会12回のうち10回に出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。
取締役（監査等委員） 山中　聖彦	当事業年度において開催された取締役会13回のうち11回に出席いたしました。コンサルタントに基づく見地から取締役会において意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を適宜行っております。 また、当事業年度開催の監査等委員会12回のうち11回に出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。

③ 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役（監査等委員）は、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、それぞれ会社法第425条第１項各号に定める金額の合計額としております。

５．会計監査人の状況

（１）会計監査人の名称

東邦監査法人

（２）当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	18,000千円
当社及び当社の子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	18,000千円

（注）１．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額はこれらの合計額を記載しております。

２．監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等について同意の判断をいたしました。

（３）非監査業務の内容

該当事項はありません。

（４）責任限定契約の内容

該当事項はありません。

（５）会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社は、会計監査人について、会社法及び公認会計士法等の法令に違反する行為または公序良俗に反する行為その他の事項を勘案し、必要と認める場合には、会社法に基づき会計監査人を解任または不再任とする方針としております。

６．業務の適正を確保するための体制

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

１　取締役（監査等委員である取締役を除く。）、従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

① 取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び従業員の職務の執行が、法令及び定款に適合し、かつ企業倫理の遵守及び社会的責任を果たすために、「取締役会規程」を始めとする各種社内規程を整備するとともに、周知徹底させます。

② 監査等委員である取締役は、「監査等委員会規程」に基づき、取締役会及び各種会議に出席し、決議事項のプロセス・内容が法令及び定款等に適合しているか監査を行います。当社では、常勤の監査等委員である取締役がいないため、監査等委員会事務局が資料等の準備を行います。監査等委員会事務局に係る使用人は、原則として業務の執行に係る役職を兼務しておりません。

③ 従業員の職務執行の適切性を確保するため、代表取締役選任の内部監査人が「内部監査規程」に基づき内部監査を実施します。また、内部監査人は必要に応じて会計監査人と情報交換し、効率的な内部監査を実施し、監査結果については、定期的に代表取締役及び監査等委員会に報告します。

④ 反社会的勢力とは取引関係も含めて一切の関係をもたず、反社会的勢力からの不当請求に対しては、組織全体として毅然とした対応をとります。

⑤ コンプライアンス委員会を設置するとともに、「コンプライアンス規程」に基づき、コンプライアンス体制の構築を行うとともに、その整備・運用を行います。

⑥ 財務報告の適正性を確保するため、「経理規程」を始めとする各種社内規程を整備し、適正な計算書類を作成することの重要性を周知徹底し、財務報告の信頼性の向上を図ります。

２　取締役会の職務執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

① 取締役会議事録、その他重要な書類等の取締役の職務執行に係る情報の取扱は、「文書管理規程」等の社内規程に基づき、文書又は電磁的媒体に記録し、適切に保存及び管理します。

② 文書管理部署の経営戦略本部は、取締役及び監査等委員会の閲覧請求に対して、何時でもこれら文書を閲覧に供することとします。

3　損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、取締役会がリスク管理体制を構築する責任と権限を有し、会社内におけるあらゆるリスクとその対策、組織体制、責任、権限などを規定した「危機管理規程」を定めて、多様なリスクを可能な限り未然に防止し、危機発生時には企業価値の毀損を極小化するための体制を整備します。

4　取締役の職務の執行が効果的に行われることを確保するための体制

① 定期取締役会を毎月１回開催するほか、機動的に意思決定を行うため、臨時取締役会を開催するものとし、適切な職務執行が行える体制を確保します。
② 取締役（監査等委員である取締役を除く）は、責任と権限に関する事項を定めた「職務権限規程」に基づき、適正かつ効率的に職務を執行します。
③ 取締役会のもとにグループの経営について議論を行う会議を設置し、取締役会の意思決定に資するため、取締役会付議事項の事前検討を行うとともに、取締役会で決定した方針及び計画に基づき、取締役会の指示、意思決定を各部署に伝達します。また、各部署の責任者が営業状況や各部署の業務執行状況の報告を行います。
④ 日常の業務の執行において、取締役会の決定に基づく職務の執行を効率的に行うため、「職務権限規程」等の社内規程に基づき、権限の委譲を行い、各レベルの責任者が意思決定ルールに則り業務を分担します。

5　当社並びにその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

① 取締役会は「関係会社管理規程」に基づき、当社及びグループ会社における内部統制の構築を目指し、情報の共有化、指示・要請の伝達等が効率的に行われるシステムを整備します。
② 内部監査による業務監査により、グループ会社の業務全般にわたる監視体制を確保します。
③ 取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び監査等委員会事務局は、当社グループの業務又は業績に影響を与える重要な事項について、速やかに監査等委員である取締役に報告を行い、グループ全体のリスクの防止を図る体制を確保します。

6　取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び従業員が監査等委員である取締役に報告するための体制、その他監査等委員である取締役への報告に関する体制

①　取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び従業員は、会社に著しい損害を与える事実が発生し、または発生する恐れがあるとき、あるいは、役職員により違法または不正行為を発見したときは、法令及び「コンプライアンス規程」に従い、ただちに監査等委員である取締役、顧問弁護士、主管部署に報告します。

②　監査等委員会は、必要がある場合には、稟議書、その他社内の重要書類、資料などを閲覧することができます。

7　その他監査等委員である取締役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

①　代表取締役及び内部監査人は、監査等委員である取締役と定期的に意見交換を行います。

②　監査等委員である取締役は、取締役会及びグループ経営会議等重要な会議に出席することにより、重要な報告を受ける体制をとります。

③　監査等委員である取締役は定期的に会計監査人から監査の状況報告を受けることにより、監査環境を整備し監査の有効性、効率性を高めます。

8　業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

①　内部統制システム全般

当社およびグループ各社の内部統制システム全般の整備・運用状況を当社の内部監査室がモニタリングし、改善を進めております。

②　コンプライアンス

当社は、当社およびグループ各社の使用人に対し、その階層に応じて必要なコンプライアンスについて、社内研修での教育および会議体での説明を行い、法令および定款を遵守するための取組みを継続的に行っております。

また、当社は内部通報規程により相談・通報体制を設けており、グループ各社にも開放することでコンプライアンスの実効性向上に努めております。

③　リスク管理体制

コンプライアンス委員会において、各部室およびグループ各社から報告されたリスクのレビューを実施して全社的な情報共有に努めたほか、コンプライアンス委員会において、当該リスクの管理状況について報告いたしました。

④　内部監査

内部監査室が作成した内部監査計画に基づき、当社およびグループ各社の内部監査を実施いたしました。

（注）本事業報告中の記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

2020年３月31日現在

（単位：千円）

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	**347,685**	**流動負債**	**778,816**
現金及び預金	123,626	買掛金	100,989
売掛金	111,116	一年内返済予定の長期借入金	349,739
原材料	94,346	未払金	99,783
その他	18,596	未払費用	91,867
固定資産	**1,218,164**	未払法人税等	10,128
有形固定資産	**989,190**	株主優待引当金	22,876
建物	789,967	ポイント引当金	28,743
機械及び装置	137,071	その他	74,687
工具、器具及び備品	48,517	**固定負債**	**514,617**
土地	1,097	社債	10,611
その他	12,536	長期借入金	56,575
無形固定資産	**1,912**	繰延税金負債	242,720
その他	1,912	資産除去債務	197,932
投資その他の資産	**227,061**	長期未払金	6,728
敷金及び保証金	226,559	その他	48
その他	502	**負債合計**	**1,293,433**
		純資産の部	
		株主資本	**217,887**
		資本金	808,381
		資本剰余金	877,438
		利益剰余金	△1,467,817
		自己株式	△114
		新株予約権	**11,515**
		非支配株主持分	**43,013**
		純資産合計	**272,416**
資産合計	**1,565,850**	**負債純資産合計**	**1,565,850**

（注） 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

自　2019年４月１日
至　2020年３月31日

（単位：千円）

科目	金額	
売上高		3,579,252
売上原価		1,219,998
売上総利益		2,359,254
販売費及び一般管理費		2,505,376
営業損失		146,122
営業外収益		
受取利息	2	
受取協賛金	9,250	
その他	461	9,714
営業外費用		
支払利息	15,648	
社債利息	95	
社債発行費	4,980	20,723
経常損失		157,131
税金等調整前当期純損失		157,131
法人税、住民税及び事業税	3,834	
法人税等調整額	△18,710	△14,876
当期純損失		142,255
非支配株主に帰属する当期純損失		35,284
親会社株主に帰属する当期純損失		106,971

（注）　記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

2020年３月31日現在

（単位：千円）

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	**407,269**	**流動負債**	**577,496**
現金及び預金	47,852	買掛金	33,172
関係会社売掛金	305,646	一年内返済予定長期借入金	287,131
原材料	51,828	未払金	12,596
その他	1,942	関係会社未払金	177,285
固定資産	**1,261,302**	未払費用	15,261
有形固定資産	**15,804**	未払法人税等	8,147
建物	14,707	株主優待引当金	22,876
土地	1,097	その他	21,026
無形固定資産	**1,912**	**固定負債**	**1,438,814**
ソフトウエア	1,912	社債	10,611
投資その他の資産	**1,243,584**	長期借入金	32,965
関係会社株式	133,541	繰延税金負債	217,978
関係会社長期未収入金	1,243,772	資産除去債務	27,532
敷金及び保証金	15,440	事業損失引当金	1,149,726
貸倒引当金	△149,169	**負債合計**	**2,016,310**
		純資産の部	
		株主資本	**△359,253**
		資本金	808,381
		資本剰余金	857,391
		資本準備金	857,391
		利益剰余金	△2,024,912
		その他利益剰余金	△2,024,912
		固定資産圧縮積立金	491,085
		繰越利益剰余金	△2,515,998
		自己株式	△114
		新株予約権	**11,515**
		純資産合計	**△347,738**
資産合計	**1,668,572**	**負債純資産合計**	**1,668,572**

（注）　記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損　益　計　算　書

自　2019年４月１日
至　2020年３月31日

（単位：千円）

科　　目	金　　額	
売　　上　　高		**412,873**
売　上　原　価		**240,652**
売　上　総　利　益		**172,220**
販売費及び一般管理費		**174,675**
営　業　損　失		**2,455**
営　業　外　収　益		
受　取　利　息	1	
受　取　協　賛　金	9,250	
そ　の　他	405	9,657
営　業　外　費　用		
支　払　利　息	4,370	
社　債　利　息	95	
社　債　発　行　費	4,980	9,446
経　常　損　失		**2,243**
特　別　利　益		
貸倒引当金戻入益	80,501	80,501
特　別　損　失		
関係会社株式評価損	38,998	
事業損失引当金繰入	133,606	172,605
税引前当期純損失		**94,347**
法人税、住民税及び事業税	1,465	
法　人　税　等　調　整　額	△9,412	△7,946
当　期　純　損　失		**86,400**

（注）　記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2020年６月４日

株式会社ゼネラル・オイスター

取締役会　御中

東邦監査法人

東京都千代田区

指定社員 業務執行社員	公認会計士	矢崎英城	㊞
指定社員 業務執行社員	公認会計士	神戸宏明	㊞
指定社員 業務執行社員	公認会計士	井上靖秀	㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、株式会社ゼネラル・オイスターの2019年４月１日から2020年３月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ゼネラル・オイスター及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

継続企業の前提に関する重要な不確実性

継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は、前連結会計年度において営業損失21,196千円、経常損失18,441千円、親会社株主に帰属する当期純損失269,680千円を計上し、当連結会計年度においても営業損失146,122千円、経常損失157,131千円、親会社株主に帰属する当期純損失106,971千円を計上している。また、新型コロナウイルス感染拡大防止のための政府の緊急事態宣言により、26店舗中21店舗で臨時休業を要請されたことで、今後資金繰りにも影響が出てくる見込みであることから、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。連結計算書類は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は連結計算書類に反映されていない。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

・　連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・　経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・　連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

・　連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2020年６月４日

株式会社ゼネラル・オイスター
　取締役会　御中

東邦監査法人

東京都千代田区

指定社員 業務執行社員	公認会計士	矢崎英城	㊞
指定社員 業務執行社員	公認会計士	神戸宏明	㊞
指定社員 業務執行社員	公認会計士	井上靖秀	㊞

監査意見
　当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、株式会社ゼネラル・オイスターの2019年４月１日から2020年３月31日までの第20期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。
　当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
　当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

継続企業の前提に関する重要な不確実性
　継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は、前事業年度において当期純損失991,009千円を計上し、当事業年度においても当期純損失86,400千円を計上しており、当事業年度末で347,738千円の債務超過となっている。また、新型コロナウイルス感染拡大防止のための政府の緊急事態宣言により、26店舗中21店舗で臨時休業を要請されたことで、今後資金繰りにも影響が出てくる見込みであることから、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。計算書類等は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は計算書類等に反映されていない。
　当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

計算書類等に対する経営者並びに監査等委員会の責任
　経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。
　計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。
　監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

・　計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・　経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・　計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査等委員会の監査報告書　謄本

監　査　報　告　書

当監査等委員会は、2019年４月１日から2020年３月31日までの第20期事業年度の取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき、以下のとおり報告いたします。

１．監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第１項第１号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

①監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査しました。また子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

２．監査の結果

（１）　事業報告等の監査結果

①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

（２）計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人東邦監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

（３）連結計算書類の監査結果

会計監査人東邦監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年６月５日

株式会社ゼネラル・オイスター　監査等委員会

監査等委員　丹野　裕氏　㊞

監査等委員（社外取締役）　原　大二郎　㊞

監査等委員（社外取締役）　山中　聖彦　㊞

以上

株主総会参考書類

議　　案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）３名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）全員（３名）は、本総会の終結の時をもって任期満了により退任となります。

つきましては、取締役（監査等委員である取締役を除く。）３名の選任をお願いしたいと存じます。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	ふりがな 氏　名 （生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況		所有する当社の株数（株）
1	よしだ　ひでのり 吉田　秀則 （1967年４月２日）	1990年４月 1994年７月 1996年８月 2000年１月 2000年４月 2011年９月 2013年12月 2014年３月 2016年４月	ノヴァインターナショナル(株)　入社 (株)ヴェルファーレ　入社 エイベックス(株)　移籍 (株)ヴェルファーレ・エンターテイメント 代表取締役社長 当社設立　代表取締役社長（現任） (株)グッドフィールド 代表取締役社長（現任） (株)日本かきセンター　取締役 (株)中尾水産テクノロジー　取締役 (株)ゼネラル・オイスター・ヴィレッジ 代表取締役（現任）	125,000 （注）１
2	たんの　ゆうすけ 丹野　裕介 （1987年10月25日）	2011年４月 2012年９月 2016年９月 2017年11月 2018年２月	(株)リクルート　入社 (株)Tryfunds設立 代表取締役CEO（現任） (株)FTG Company　社外取締役（現任） (株)TRYFUNDS INVESTMENT設立 代表取締役（現任） 当社　代表取締役CEO（現任）	―
3	わたなべ　ふみと 渡邊　史人 （1986年４月26日）	2009年４月 2016年10月 2017年10月 2018年１月 2018年２月	三菱UFJ信託銀行(株)　入社 EYトランザクション・アドバイザリー・サービス(株)　入社 (株)Tryfunds　入社 (株)TRYFUNDS INVESTMENT出向 当社　取締役COO（現任）	―

（注）１．吉田秀則氏の所有する当社の株式数は、同氏の資産管理会社である株式会社グッドフィールドが保有する株式数も含んでおります。

２．各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

以上

〈メ　モ　欄〉

株主総会会場ご案内図

会場　　東京都中央区日本橋茅場町一丁目５番８号
東京証券会館　８階　ホール
TEL　03-3667-9210

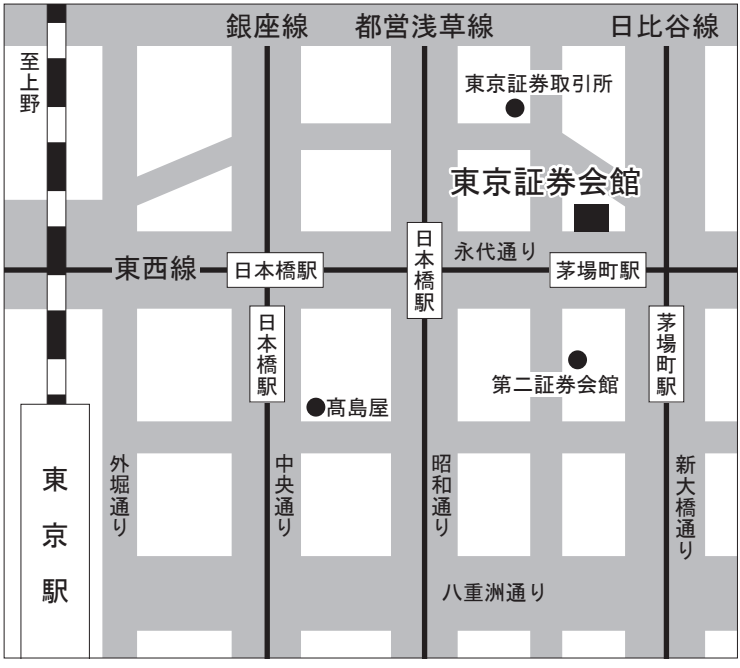

交通のご案内

地下鉄	日比谷線	茅場町駅前［８番出口より直結］
	東西線	茅場町駅前［８番出口より直結］
	銀座線	日本橋駅徒歩５分
	都営浅草線	日本橋駅徒歩３分